



地域共生応援大使
ふっころ

あなたとフクシを結ぶコミュニケーション誌

福祉だより 信州

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ふれあいネット信州 <https://www.nsyakyo.or.jp/>

vol.814
MAR.APR.2024

編集・発行
長野県社会福祉
協議会



CONTENTS

ちいきとあなたと、ともに暮らす…………… 2P

地域共生社会の実現に向け、
権利擁護支援と地域連携の推進を

特集 生活困窮者支援推進セミナー・長野…………… 4P

ふっころ Information

長野から能登にあたたかな福祉支援を!…………… 7P

ふっころ Information

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。…………… 8P



「福祉だより信州」は
共同募金の配分金で
発行されています。



地域共生社会の実現に向け、 権利擁護支援と地域連携の推進を



毎号、福祉の現場に新しい風を吹き込む
スタッフをご紹介します。

大町市社会福祉協議会 生活支援係長
北アルプス成年後見支援センター 所長

あらい としみつ
荒井 俊光さん

地域共生社会に向けた権利擁護支援の地域連携ネットワー
ク構築が進む中、北アルプス圏域（大町市、池田町、松川村、
白馬村、小谷村）では、広域連携により成年後見制度の利用
を促進しています。そのコーディネーターを果たす「北アルプ
ス成年後見支援センター」所長の荒井俊光さんを訪ねました。

地域連携ネットワークで成年後見制度の利用を促進



1



2



3



4



5

- 1 3 システムエンジニアを経て社協に入職した異色の経歴の荒井さん。人々に寄り添ってQOL（生活の質）の向上を支援する福祉の仕事がやりがいになっている。
- 2 北アルプス成年後見支援センターでは7人の職員で対応。成年後見や日常生活自立支援事業、財産保全の相談に応じている。
- 4 5 協議会の設置で顔の見える関係を構築し、先進地の視察研修で連携を深めている。

北アルプス圏域の多機関で連携

大町市を中心とした北アルプス圏域は、従来から「北アルプス連携自立圏」という枠組のもと、行政運営の連携を図ってきた地域です。そうした経緯のもと、2016年には県内外の先進地の成年後見支援センターの活動を踏まえ、圏域内の三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の要請もあり、5市町村共同で大町市社協内に「北アルプス成年後見支援センター」を設置。同年、施行された成年後見制度利用促進法の基本計画を踏まえ、「権利擁護の地域連携ネットワーク」構築に向け、中核機関の整備や、各市町村計画の策定、協議会の設置を推進してきました。その体制整備として、2019年に、三士会や各市町村の福祉課、地域包括支援センター、障害者総合支援センター、各市町村社協などによる検討会を設置。さらに2022年には、より現場の声を聞いて地域の実態を把握すべく、圏域内の医師会や総合病院、保健福祉事務所、保護司会、警察署、金融機関など多様な機関に声をかけ、圏域内29団体による「北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会」を設立しました。その調整役を務めてきた荒井さんは、これまでに日常生活自立支援事業の専門員や大町市地域包括支援センターへの出向、地域福祉活動計画の策定などを行った経験を踏まえ、圏域をまたぐ総合的な権利擁護支援を推進しています。

専門的で多角的な権利擁護支援

その一環として協議会の機能強化を考え、29団体で3部会（普及啓発・利用促進・総務）を設けて課題を協議。年1回、先進地視察研修も行い、各機関の連携や受任調整、人材育成などに役立てています。貸切バスによる視察で参加者同士の親睦も深まり、良好な関係構築につながっていることは予想外の副次効果だったそう。また、協議会での検討結果や新たな課題を各市町村にフィードバックし、福祉計画の策定や予算に反映できる点も大きいと荒井さんは話します。

成年後見の相談の仕組みは、生活全般の課題の相談を各地域の包括支援センターや市町村役場の窓口で総合的に受け、専門的な相談を北アルプス成年後見支援センターで対応。毎月、三士会が対応する無料相談会も実施し、制度につなぐべきケースへの多角的な助言を行っています。「今後は連携体制をより強化し、学区単位の狭い枠組での制度浸透が必要」と荒井さん。住民一人ひとりが尊重し、支え合う地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援のネットワークの広がりを目指していきます。

北アルプス成年後見支援センター

【住所】大町市大町1129（大町市総合福祉センター2階）

【電話番号】0261-22-1550

<https://www.omachishakyo.org/seikatsu-shien/seinenkouken.html>

ホームページ



生活困窮者支援推進セミナー・長野

併催：社会福祉法人トップセミナー

令和6年2月4日(日)／ホテル国際21 弥生

生活困窮者自立支援制度が平成27年に始まってから今年の4月で10年目を迎えようとしています。長野県内では制度の始まりとともに、生活就労支援センター“まいさぼ”の実践が始まりました。10年という節目に改めてこれまでの実践や取り組みを振り返り、生活困窮者支援のこれからを考えるために、当時、本制度の創設に携わった山崎史郎氏(内閣官房参与(社会保障・人口問題担当)・内閣官房全世代型社会保障構築本部総括事務局長)をお招きし、生活困窮者支援推進セミナーを開催しました。

前半は、山崎史郎氏に社会の変容と福祉をテーマとしてご講演をいただきました。

講演：社会の変容と福祉 ―困窮者自立支援、これまでとこれから―

講師：内閣官房参与(社会保障・人口問題担当) 内閣官房全世代型社会保障構築本部総括事務局長 山崎史郎 氏



はじめに

日本の社会保障は、個人のリスクを社会全体で支える「社会連帯」によって備え、対処してきました。「家族」「地域」「職場」などを通じた社会とのつながりで人は安定して生活できるという前提がありました。しかし、1995年以降、その社会構造が大きく変化していきます。家族の単身化により少子化が進み、また雇用の不安定化により、非正規労働者が増加しました。そして地域は空洞化し、人口減少が進行します。これにより、社会とのつながりが弱い人(社会的孤立)や、複数のリスクを抱える人が増加していきました。

制度創設の経緯

2008年のリーマンショックの時は、若者に仕事がなく食べるものがないということがとても衝撃的で、従来のセーフティーネットの崩壊を感じました。また、1990年代後半には年間自殺者が3万人超となり、リーマンショック以降は、特に20代～40代の世代で高止まりしました。そこで、新たなセーフティーネットを検討し、「伴走型相談支援」と「包括化支援」を制度化した、「人」が“人”を支援する仕組みとして「生活困窮者自立支援制度」の創設に至りました。

力を引き出す多様な支援

わが国では、かつて家族や職場、地域が担ってきた機能が大きく低下

しています。そうした状況に対応するためには、今後セーフティーネットから単なる就労支援にとどまらない、「多様性」「包摂」「複線」を基本とした、「エンパワーメントネット」の重要性が高まります。



まとめ

「福祉は現場に力があります。行政と住民をつなぐプラットフォームとなり、みんなで情報交換、気づき、実践の場をもちながら、広い視点を持ち頑張りてください」とエールをいただきました。

後半は、山崎氏と阿部守一長野県知事との対談を行いました。

長野県内での実践をふまえ、お二人に生活困窮者支援の今後の展望について語っていただきました。

対談：生活困窮者支援のこれからを語る

対談者：山崎史郎氏、長野県知事 阿部守一氏



長野県内における生活困窮者支援について

阿部知事：長野県内では、すべての実施主体が統一して“まいさぼ”という名称で自立相談支援を進めています。独自のやり方でスタートし、県内の皆さんとともに現在の形になり、県内で一体的に取り組みを進めてきています。



阿部守一 長野県知事

山崎氏：もともとこの制度は現場にあるいいものを広めたいという思いでスタートしました。それぞれの地域の実情に合わせて制度を活用してほしいと思います。

生活困窮者支援制度の展開において最も大切だと考えていること

阿部知事：福祉は人が一番大事だと考えています。福祉に関わる多様な人の力が非常に重要です。そして、支援している人を支援することも重要となります。支援している人が疲弊しないよう、しっかり支えていけるよう取り組んでいきたいです。

また、官民が連携し、協働するプ

ラットホームを作っていく必要があります。それぞれが役割をもち支援していくことが重要であり、得意な分野をお互い持ち寄って協力していきたいと考えています。

山崎氏：新しい支援者を創出するサイクルを作っていくことも我々の仕事であると感じています。支援された側が新たな支援者に回ることもあります。個人の関心があることや、きっかけをつかめる何らかの働きかけがあるといいと思います。仕組みにあてはめるのではなく、「一緒にやりましょう」と支援したい人にあわせて新しい仕組みを作っていくということも必要ではないでしょうか。



山崎史郎氏

次の10年を見据えた生活困窮者支援制度のあり方

山崎氏：福祉の枠を超えるかもしれませんが、社会を変えていくことをやっけないといけません。例えば、家計の支援をしていますが、そもそも家計について学ぶ機会がありません。子どもたちへ家計とは何かを教えていく機会を作っていく必要

性もあるのではないのでしょうか。

また、雇用を作ることも必要です。個性に合わせていろいろな雇用形態を作っていくことです。次の10年はもっと新しい分野に関わっていき、もっといろんな仲間が増えて、集まって考えられるようになってもらいたいと私は考えています。

阿部知事：同感です。社会を変えていく必要があると感じます。格差社会が広がり、環境によって、同じように頑張っても結果は同じになりません。憲法の趣旨を踏まえ、どのように具現化していくべきか、特に権利をしっかりと守っていくことをやっていく必要があります。行政の責任としてもっと意識していきたいと考えています。

そして、長野県から教育の部分も変えていきたいです。若い人、子どもたちを応援できる体制を整え貧困の連鎖を断ち切っていかなければいけません。

皆さんとどのような取り組みが必要か一緒に考え、取り組んでいきたいと考えています。



このセミナーを通じて、参加した皆さんがこれからの10年を思い描きながら、これからの実践を考えることができました。各地域の実践現場の取り組みがさらに発展していくことが期待されます。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
こちらから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から補償*		
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

*特定感染症についても10日間の免責期間がなく、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入れ替え、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社
 TEL: 03 (3349) 5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03 (3581) 4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11315より抜粋)

令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		保険期間 1年	
		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社
 TEL: 03 (3349) 5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03 (3581) 4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446より抜粋)



長野から能登に あたたかな福祉支援を!

「令和6年能登半島地震」により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
被災者の皆様や支援者を支えるための取組等をご案内します。

被災者や支援者を支えるための募金サイト

地震で被災された方々を
支援するための募金
〔石川県庁 HP 災害義援金受付〕



被災地で支援活動を行う支援者を
応援するための募金
〔赤い羽根共同募金 HP ポラサポ・令和6年能登半島地震〕



災福ネット・関係団体の取組

長野県ふくしチーム

石川県能登町で災害関連死を防ぐため、避難所内の環境整備やなんでも相談を実施。また、同町の依頼を受けて福祉避難所の設置・運営をご支援しています。



入浴支援プロジェクト(県介護福祉士会ほか)

発災以来入浴できていない高齢者や障がい者のため、市町村社協等の協力を得て、温泉の配送、湯船の提供、要支援者の入浴介助など入浴支援に取り組んでいます。



被災地のボランティア活動支援

被災地災害ボランティアセンターの運営支援



長野県内社協DSAT(災害ボランティアセンター運営支援者)を派遣し、災害ボランティアセンターの立上げや運営支援、被災者のニーズ把握等に取り組んでいます。

長野県内のボランティア活動への助成



被災者の生活の早期復旧や再建を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループの活動費の一部を助成する「長野県大規模災害ボランティア活動応援事業」を行っています。

●被災地支援を進めるために

- ・最新の情報をご確認ください。(ホームページ等をご確認いただき、被災地へのお電話はご遠慮ください)
- ・長野県社会福祉協議会では被災地支援の情報を随時更新していきますのでご確認ください。
(長野県災害ボランティア・災害福祉支援本部 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター)

長野県社協 HP





毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

今年も5月12日(日)から18日(土)までの1週間は、全国一斉に民生委員・児童委員制度やその役割を積極的にPRする活動強化週間です。民生委員・児童委員の存在や活動をより多くの方々に知っていただけるよう、全国及び県内各地で様々な広報活動が展開されます。是非、各地での取り組みに対してご理解とご協力をお願いいたします。

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員



民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた守秘義務のある、地域の身近な相談相手です。誰に相談したらよいかわからない介護のことや、子育てのことなど、ひとりで抱え込まずご相談ください。困りごとの解決のため市町村や社会福祉協議会などの専門機関につなぎます。

長野県民生委員児童委員協議会連合会事務局
〒380-0936 長野市中御所岡田98-1
TEL:026-225-1613

民生委員・児童委員の活動の様子が動画でご視聴いただけます。
<https://www.nsyakyo.or.jp/minjiren/>



『発掘アート、はたまた並べアート』

作者：小松 雄一 (39才・諏訪市在住)



数年前、小松さんが通う事業所の庭で、小松さんは穴を掘り、そこから出た石を穴の縁に積んでいた。その姿はまるで遺跡発掘のようだった。穴は次第に落とし穴ぐらいに大きくなって、さすがに人が落ちそうで危ないからと埋められてしまったが、ただ石を求めて掘り進んでいったのか、はたまた何かを作ろうとしていたのか、未だに謎である。事業所の建物のまわりには数力所、小松さんのお気に入りのスペースがあり、そこで毎日石や、木片などを並べている。悪ふざけで少し片づけたりしてみたが、また元に戻ったりしているので、並べ方にも彼なりの法則があるみたいだ。「インсталレーション」といってしまうと軽すぎて、「こだわり」と言ってしまうと重すぎる。毎日過ごす場所で、風や光を感じながら自分の痕跡を自然に同化させているような、独特な表現だ。

(ながのアートミーティング アートサポーター 鈴木真知子 取材)

Webサイトもご覧ください!

ご感想・お問合せ・掲載希望等は下記へお寄せください

長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ
TEL 026-228-4244/FAX 026-228-0130
E-mail info@nsyakyo.or.jp

